

自動車検査登録前の特殊車両通行許可申請について

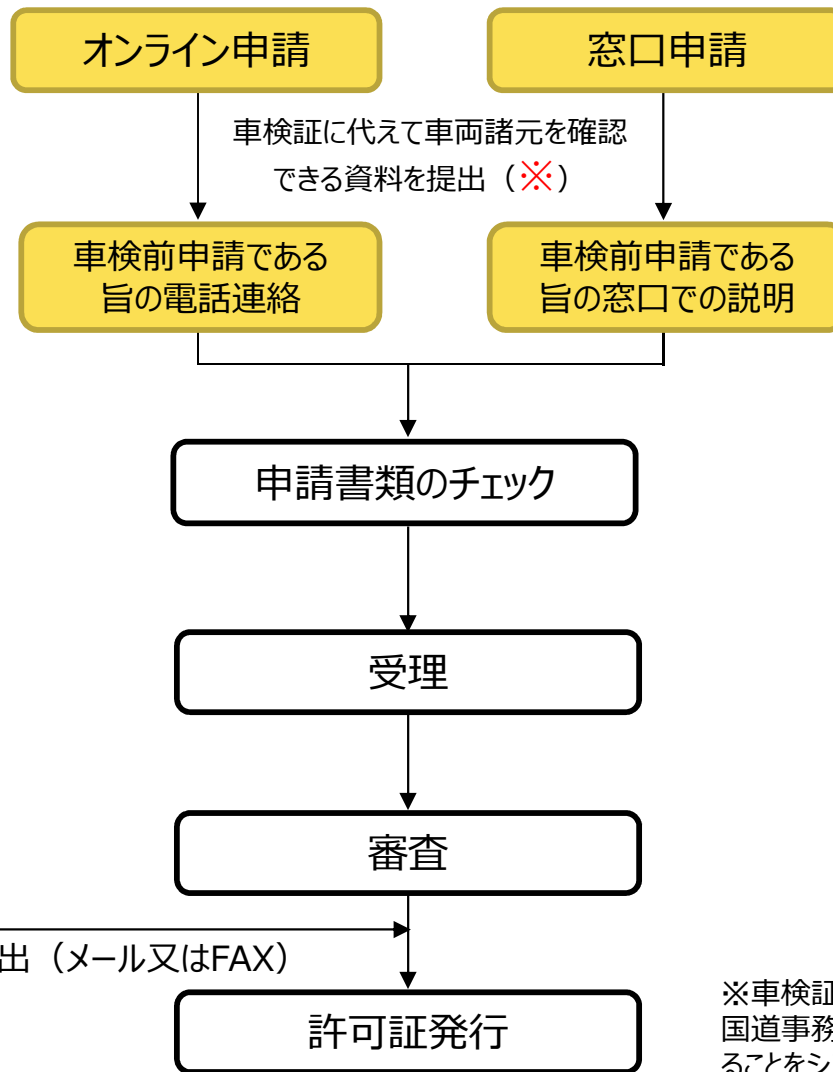
新車等の自動車検査登録が済んでいない特殊車両についても
国道事務所への通行許可申請が可能です。

自動車検査証登録手続 (保安基準緩和申請を含む)

車検登録手続

車検証の交付

特殊車両通行許可申請手続

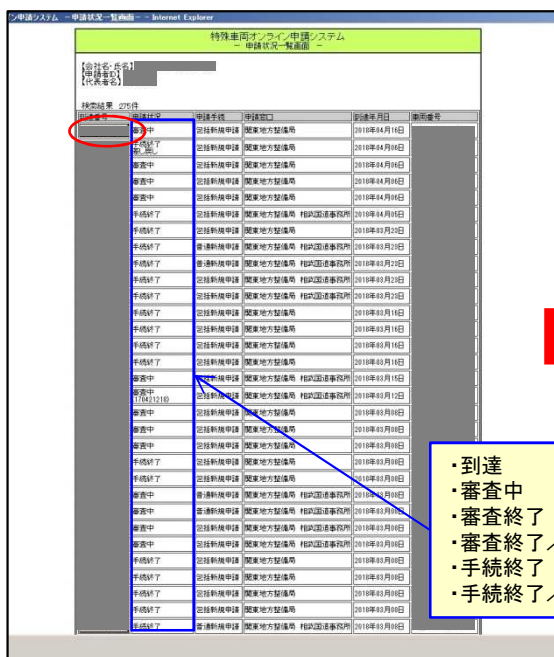
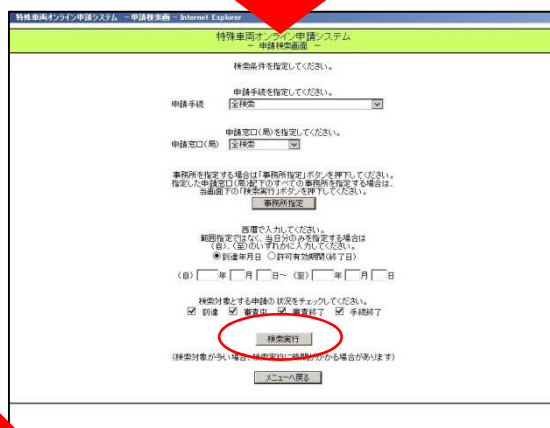


- ※ 車両諸元を確認できる資料
- メーカーカタログ、実測結果資料、保安基準緩和認定の写しなどを提出してください。
(オンライン申請の場合には、資料をPDFにて提出できます)
 - 後日、車検証の内容を確認した結果、申請書の諸元と大きく異なる場合は、審査のやり直しとなり、再申請及び再度の手数料納付が必要になりますのでご注意ください。

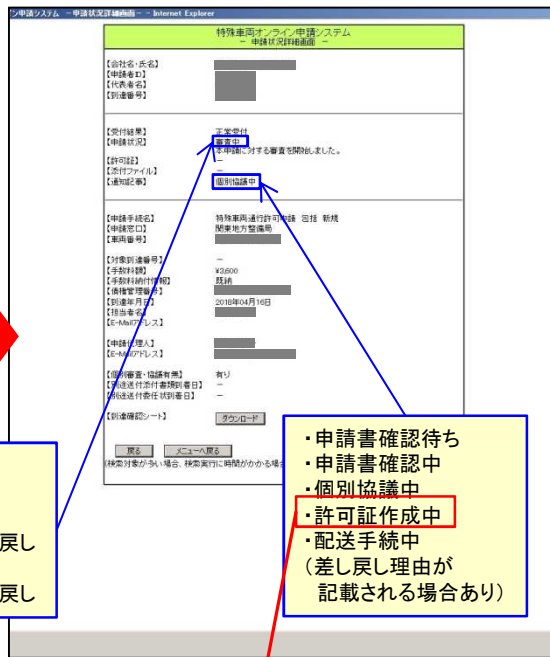
詳細は最寄りの国道事務所へお問い合わせください。

※車検証交付前に審査の結果を確認したい場合には申請先の国道事務所にお問合せください（問合せ前に審査が完了していることをシステムでご確認願います。）

オンラインシステムによる審査の進捗状況の確認方法



- 到着
- 審査中
- 審査終了
- 審査終了/差し戻し
- 手続終了
- 手続終了/差し戻し



- 申請書確認待ち
- 申請書確認中
- 個別協議中
- 許可証作成中
- 配送手続中 (差し戻し理由が記載される場合があります)

「許可証作成中」と表示されている場合は、審査が完了しています。